

運 営 規 程

(居宅介護支援事業)

(事業の目的)

第 1 条 病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある者が、自らの意志に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、高齢者等の立場に立って、介護保険法に定めるサービスやボランティア等の保険給付外サービスを調整・統合し、利用者がその状況に最もふさわしい適切なサービスが受けられるよう、支援することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 居宅介護支援事業所の運営方針は次のとおり。

- (1) 居宅介護支援事業所は、介護老人保健施設の付属事業所として運営するが、その自主性を尊重する。
- (2) 人事・財務・物品等の管理は、管理者の責任において実施する。
- (3) 事業の実施に当たっては、各サービス事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者等と連携を図り、適切なサービスを提供する。
- (4) 緊急事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおり。

- (1) 事業所の名称 介護老人保健施設サンプラザ長岡
居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市三ッ郷屋町35番地

(従事者の資格)

第 4 条 当事業所に従事する者は、介護支援専門員とする。

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次のとおり定める。

- (1) 管理者 1名 (主任介護支援専門員・介護支援専門員と兼務)
・所属職員を指揮監督し、適切に事業を実施できるよう総括する。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
・市町村より委託された要介護認定申請者の心身の状況等の訪問調査
・利用者から依頼された要介護認定申請、居宅サービス計画の作成
・居宅サービス事業者や施設等との連絡調整
- (3) 事務員 1名
・事務的補助業務

(営業日及び営業時間)

第 6 条 営業日及び営業時間は次のとおり。

- (1) 営業日 日曜日、土曜日、国民の祝日(振替休日を含む)、国民の休日、年末年始(12月31日から1月3日)を除く日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時

(居宅介護支援事業の提供方法等)

第 7 条 居宅介護支援事業の提供方法等は次のとおり。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。
 - ① 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。
 - ② 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面談して行うこととし、面接に先立ち面接の趣旨や目的を十分に説明し理解を得るようにする。
 - ③ 利用者及び家族の希望や課題分析の結果、把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - ④ 前の③により作成された居宅サービス計画については、その種類・内容・利用料及び保険給付の可否などについて、利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書による同意を得ることとする。
 - ⑤ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成する。
 - ⑥ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。
 - ⑦ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むように配慮する。
- (3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連携を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図る。
また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図る。
- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう説明する。
- (5) 相談を受ける場所 居宅介護支援事業所相談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。
- (6) 評価分析票の種類 包括的自立支援プログラム
- (7) サービス担当者会議開催場所 原則として利用者の自宅において行う。ただし、必要に応じて居宅介護サービス事業者の事務室等を用いる。
- (8) サービス提供状況調査 介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後 1 週間以内に、訪問又は電話連絡等により、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認する。
これ以降は、利用者の容体が安定しており、かつ介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合、1 カ月に 1 回を目処とし

てサービス提供状況調査を行う。

なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるように、必要に応じて状況調査の頻度を高める。

(利用料その他の額)

第 8 条 利用料は次のとおり。

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業を実施する地域は次のとおり。

旧長岡市

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 11 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束の原則禁止や身体拘束等を行う場合の緊急やむを得ない場合の必要な体制の整備を行うとともに、緊急やむを得ない理由を記録等の措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 13 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくな

った後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないように指導教育を適正に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 運営に関する重要事項は次のとおり。

- (1) 管理者は社会的使命を十分認識し、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を積極的に与える。
- (2) 利用者より当事業及び利用している居宅サービス事業者に対する苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずる。
- (3) 当事業及び利用している居宅サービス事業者が利用者に対し提供した諸サービスにより事故が発生した場合には、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な処置を講ずる。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は「社会福祉法人長岡福祉協会」が定めるものに従う。

(記録等の保存)

第15条 記録の保存に関する定めは次のとおり。

- (1) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - ① 居宅サービス計画
 - ② アセスメントの結果記録
 - ③ サービス担当者会議録等の記録
 - ④ モニタリングの結果記録
 - ⑤ 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - ⑥ 苦情の内容に関する記録
 - ⑦ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
 - ⑧ 虐待・身体的拘束の内容に関する記録
- (2) 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は、平成19年1月1日より施行する。
この運営規定は、平成27年6月1日より改正する。
この運営規定は、令和3年4月1日より改正する。
この運営規定は、令和6年4月1日より改正する。